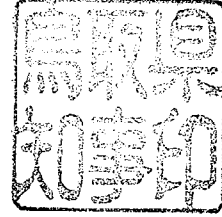


入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年7月22日

鳥取県知事 平井 伸治



1 入札に付する事項 次に掲げる物件の売払

所在地	種類	種別及び数量 (実測)	最低入札価格	事前手続書 類提出期限	入札日		入札、開 札の場所
					集合時間	開札時間	
米子市灘町一丁目127番 2	土地	宅地 25.26㎡	550,000円	平成28年8 月30日(火)	平成28年9月6日(火)		西部総合 事務所新 館第17会 議室
					午後1時	午後1時30分	
鳥取市緑ヶ丘一丁目821 番43	土地	宅地 286.94㎡	15,100,000円	平成28年8 月30日(火)	平成28年9月7日(水)		県庁議会 棟第14会 議室
					午前11時	午前11時30分	
鳥取市馬場町28番2	土地	宅地 460.21㎡	18,100,000円	平成28年8 月30日(火)	平成28年9月7日(水)		議室
					午後1時	午後1時30分	

2 入札参加要領等の交付

平成28年7月22日から入札の行われる日の前日までの間に、インターネットの鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/zaigenkakuho/>) から入手すること。

ただし、これにより難しい場合は、以下の場所において平成28年7月22日から入札の行われる日の前日まで（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に直接交付する。

総務部行財政改革局財源確保推進課、東部県税事務所、八頭県土整備事務所、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局

3 契約する者

鳥取県知事 平井 伸治

4 契約担当部局

鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課

5 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課財産担当
電話 0857-26-7016、7766
ファクシミリ 0857-26-7616

(2) 郵便又は電信による入札の可否

郵便又は電信による入札は認めない。

(3) 現地説明会

実施しない。

(4) 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 政令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

エ その他知事が不相当と認める者

(5) 入札に係る事前手続

本件入札に参加する者は、次の書類を、(1)の問合せ先に平成28年8月30日（火）までに提出（当日消印有効）

し、入札参加資格の確認を受けること。

ア 政令第167条の4第2項の各号に該当しない旨の誓約書（入札参加要領様式第2号による。）

イ 入札参加資格を証する書面

（入札参加者が個人の場合は本人の本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法人の場合は法人登記簿）

ウ 代理人により入札する場合は、委任状（入札参加要領様式第3号による。）

エ 印鑑証明書（代理人により入札する場合は、委任者の印鑑証明書及び受任者の印鑑証明書）

(6) 入札及び開札

ア 開札は、入札直後に直ちに入札者の面前で行う。

イ 入札者は、政令、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号 以下「会計規則」という。）、この公告及び本件入札参加要領を熟知の上、入札すること。

ウ 入札後、この公告及び本件入札参加要領等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

エ 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

オ 入札者は、その理由のいかんにかかわらずいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(7) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札しようとする金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、銀行が振り出し、又は支払保証した小切手をもって入札保証金に代えることができる。

なお、落札できなかった場合は直ちに返還するものとする。

(8) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア この公告に示した入札参加資格のない者の入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

ウ 入札に関して不正の行為があった者の入札

エ 5の(7)に定める入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない者のした入札

オ 金額を訂正した入札書による入札

カ 入札書の記載事項が不明なもの又は記名若しくは押印のない入札書による入札

キ 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札

ク 委任状のない代理人の入札

ケ 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

コ 記入事項を訂正し、これに押印のない入札書による入札

サ 政令、会計規則又はこの公告に違反した入札

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合くじを引くことを辞退することはできない。

(5) 用途制限

この公告の物件は、いずれも次のアからウまでに掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は入札参加要領等による。